

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年11月1日（金）第2954号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 3
- 肥料の登録の有効期間の更新（食の安全推進課取扱い） 3
- 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱（※）（管財課取扱い） 3

## 公 告

- 平成25年度ふぐ調理師試験公告（生活衛生課取扱い） 6
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 7
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 8

## 告 示

## 鹿児島県告示第1123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年11月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスだんだんⅡ	鹿屋市新川町5453番地1	有限会社コンフィアンス	鹿児島市原良二丁目10番11号	内田 秀行	平成25年10月1日	通所介護
三慶医院・デイサービス	出水市上鯖渕1966番地	医療法人お茶の水北洲会	出水市上鯖渕1966番地	新富 義侯	平成25年10月17日	通所介護

## 鹿児島県告示第1124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成25年11月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
稲津病院居宅介護支援事業所	薩摩郡さつま町宮之城屋地1378番地	医療法人トウスイ会	薩摩郡さつま町宮之城屋地1378番地	稲津 一穂	平成25年10月21日	居宅介護支援

## 鹿児島県告示第1125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年11月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスだんだんⅡ	鹿屋市新川町5453番地1	有限会社コンフィアンス	鹿児島市原良二丁目10番11号	内田 秀行	平成25年10月 1 日	介護予防通所介護
三慶医院・デイサービス	出水市上鯖洲1966番地	医療法人お茶の水北洲会	出水市上鯖洲1966番地	新富 義侯	平成25年10月17日	介護予防通所介護

## 鹿児島県告示第1126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成25年11月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
イオン薬局鹿児島店	鹿児島市東開町 7	平成25年10月16日	精神通院医療
有限会社三愛調剤薬局	指宿市湯の浜一丁目 4 - 21	平成25年11月 1 日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第1127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年11月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
アイン薬局加世田店	南さつま市加世田唐仁原1180番	平成25年11月 1 日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第1128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年11月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		

グリーンティ調剤薬局	南九州市颯娃町別府331番地	平成25年 11月1日	育成医療・更 生医療
------------	----------------	----------------	---------------

## 鹿児島県告示第1129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年11月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
海星薬局	鹿児島市坂之上七丁目33番57号	平成25年 11月1日	精神通院医療
海星薬局平川店	鹿児島市平川町1580-1	平成25年 11月1日	精神通院医療
有限会社チェリー調剤薬局	指宿市湊二丁目24番10号	平成25年 11月1日	精神通院医療
健美堂薬局串木野店	いちき串木野市曙町95番	平成25年 11月1日	精神通院医療
ヘルシー薬局	始良郡湧水町般若寺1480番地1	平成25年 11月1日	精神通院医療
つばさ薬局	熊毛郡屋久島町安房410番地214	平成25年 11月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第1130号

西之表市西之表211番地6 平原月人及び西之表市西之表6677番地2 押川登からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年11月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 西之表市西之表区域（西之表市のうち西之表市国上区域，西之表市東海区域及び西之表市住吉区域を除く地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業又は小型定置漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第1131号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成25年11月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1253号	平成31年11月15日	とうもろこしはい芽油かす及びその粉末	コーンジャームミール	窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0	該当なし	南日本コメ油株式会社	鹿児島市南栄三丁目19番地

## 鹿児島県告示第1132号

庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成25年11月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱  
 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）  
 の一部を次のように改正する。

第4条第1項第13号イ中「財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター」を「一般財団法人持続性推進機構」に改める。

第7条第1項第4号イ中「財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター」を「一般財団法人持続性推進機構」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) その他知事が必要と認める事項

第9条中「（以下この条において「入札参加資格等」という。）」を削り、「後最初に到来する4月1日」を「（以下この条において「効力発生日」という。）」に、「の3月31日」を「に行う定期の資格審査による効力発生日の前日」に改め、同項ただし書を削る。

別表第2中「500万円」を「700万円」に改める。

別記第2号様式中

直前第2年度決算 年 月 日から 年 月 日まで	直前第1年度決算 年 月 日から 年 月 日まで	2 年 間 の 平 均
千円	千円	千円

を

直前第2年度決算 年 月 日から 年 月 日まで	直前第1年度決算 年 月 日から 年 月 日まで
千円	千円

に、

職員の状況	区 分	事務営業	技 術	労務工員	そ の 他	合 計
	常 雇 用 職 員	人	人	人	人	人
	有 資 格 職 員	人	人	人	人	人
臨 時 雇 職 員		人	人	人	人	人

を

職員の状況	区 分	作 業 従 事 職 員		事務職員 A	合 計 B	B - A
		有資格職員	そ の 他			
	正 規 の 職 員	人	人	人	人	人
非 正 規 の 職 員		人	人	人	人	
計		人	人	人	人	

に改

める。



れも改正後要綱第4条第3項ただし書に規定する資格審査に係るものを除く。）の有効期間は、改正後要綱第9条の規定にかかわらず、平成26年4月1日から同日後最初に到来する基準年度に行う定期の資格審査による効力発生日の前日までとする。

- 3 改正後要綱別表第2の規定は、平成26年4月1日以後に行う一般競争入札及び指名競争入札について適用する。

## 公 告

### 平成25年度ふぐ調理師試験公告

ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第22号）第10条第1項の規定により、平成25年度ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成25年11月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の日時  
平成26年2月19日（水）午前10時から午後5時まで
- 2 試験の場所  
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14-50）
- 3 試験の方法及び試験科目
  - (1) 筆記試験  
ア 食品衛生大意（水産食品の知識を含む。）  
イ 公衆衛生大意（法規を含む。）
  - (2) 実地試験  
ふぐの処理及び鑑別に関する実技
- 4 受験資格
  - (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の規定により調理師の免許を受けた後、県内の知事が指定したふぐを取り扱う施設において、ふぐ調理師の指導のもとに1年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得した調理師
  - (2) (1)に掲げる調理師以外の調理師で、知事が(1)に掲げる調理師と同等以上のふぐの処理に関する知識及び技能を習得していると認めるもの
- 5 試験手数料  
13,400円
- 6 受験手続
  - (1) 提出書類等  
ア 所定の受験願書  
イ 調理師法第5条第3項の調理師免許証の写し  
ウ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の名刺型（縦7センチメートル、横5センチメートル）のもので、裏面に氏名を自書したもの）  
エ 所定のふぐの処理知識技能習得証明書  
4の(1)に掲げる施設（知事がこれと同等と認める県外の施設を含む。）において、1年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得したことを証する直接指導したふぐ調理師（これに相当する資格を有する者を含む。）の証明書
  - (2) 提出書類等の提出先  
受験希望者の居住地を管轄する各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））  
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「ふぐ調理師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
  - (3) 試験手数料の納付方法  
受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること（鹿児島県収入証紙は消印しないこと。）  
なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

## 7 提出書類等の受付期間

平成25年12月 2 日（月）から同月20日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成25年12月20日の消印のあるものまで受け付ける。

## 8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及びふぐの処理知識技能習得証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

## 9 合格者の発表

合格者に対し、合格証書を郵送して行う。

## 10 その他

試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099－286－2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

.....

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年11月 1 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年11月 1 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年11月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ指宿店

指宿市東方字野付ノ後8268番 1 外26筆

## 2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

(ア) 変更前 株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤修一  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(イ) 変更後 株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

(ア) 変更前 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 加藤修一  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(イ) 変更後 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

ア 変更前 午後 8 時

イ 変更後 午後 9 時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前 9 時30分から午後 8 時30分まで

イ 変更後 午前 9 時30分から午後 9 時30分まで

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)のア 平成23年 6 月29日

- (2) 2の(1)のイ 平成23年 6 月 1 日
- (3) 2の(2)及び(3) 平成25年10月19日

4 届出年月日  
平成25年10月18日

.....  
大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年11月1日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。  
平成25年11月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニシムタ川内店  
薩摩川内市原田町14番 1
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法附則第5条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年 5 月27日
- 3 意見の概要

上記店舗の変更事項にあたっては、関係法令等の遵守はもちろん、来店客や店舗敷地周辺地域の交通安全や騒音等の対策に万全を期し、周辺住民の良好な生活環境の維持に努めること。

また、周辺住民から苦情等が出された場合は、誠意をもって対処し解決すること。